

議案第33号 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

所信表明で掲げた5つの公約のうち、「小中一貫校でなく小中別に整備」について、その達成が困難となったため、市長としての責任を明らかにすべく、給料月額を現在よりさらに減額するもの

2. 条例改正の内容

現在、7割に減額して支給している市長の給料月額に関し、直近2か月分については、さらにその半額を減額し、本来の給料月額の3割5分とするもの

本来の給料月額	909,000円
7割に減額した給料月額【現行】	636,300円
3割5分に減額した給料月額【改正案】	318,150円

3. 施行期日

公布の日

- ・令和5年4月中に公布・施行された場合：令和5年5・6月分を減額
- ・令和5年5月に公布・施行された場合：令和5年6・7月分を減額

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>（市長の給料月額に関する特例）</u></p> <p><u>7 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）の施行の日の属する月の翌月の初日から同月の翌月の末日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における市長の給料の月額に対する前項の規定の適用については、同項中「次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合」とあるのは、「100分の35」とする。</u></p>	<p>附 則</p>